

麻生区剣道連盟二級以下（格付け含む）審査要綱

麻生区剣道連盟（以下「区連盟」という）が行う剣道二級以下審査は、川崎市剣道連盟二級以下審査規程及び麻生区剣道連盟二級以下審査規程によるほか本要綱によるものとする

第1条 審査会

- 1 区連盟が行う二級以下審査会（以下「審査会」という）の開催は、年2回とする。
ただし、特別な理由がある場合はこの限りでない
- 2 受審は年1回とする。ただし、本要綱に規定する理由がある場合、又は会長が特別に認めた場合はこの限りでない

第2条 審査基準

- 1 麻生区剣道連盟二級以下審査規程第3条に規定する級位の付与は、着装、礼法、姿勢、発声、構え、打ち、足さばき、残心等基本的事項の理解度、及びこれらを踏まえた基本的な対人稽古の修練の程度を評価する
- 2 格付け
級位を取得していない受審者を対象とし、その評価は、上記1に準じ、学年の基準級より1級位下位の級位を付与する。ただし、技量が学年基準級相当と評価される場合はこの限りでない

第3条 審査

- 1 審査は、第2条の審査基準に従い、昇級審査及び格付けの付与を行う
- 2 昇級審査は、現級位の直近上位級を受審するものとし、次期受審までの修練期間は1年とする。
(1) 現級位が学年の基準級に満たない場合で所属団体において修練が十分と認めた場合は、1年に満たなくても受審することができる
(2) 現級位が学年の基準級に満たない受審者が、審査においてその技量が相当と評価された場合は、学年の基準級を超えない範囲で級を付与することができる。
- 3 区連盟の審査以外で現級位を取得し昇級受審を希望する者は、現級位の取得を証する資料を審査委員長に提出しなければならない
- 4 審査は、基本技、実技、木刀による剣道基本技稽古法（二級・三級実技合格者）により評価する
- 5 審査は、原則として剣道衣、剣道具を着装して実施する。ただし、以下の受審者については、剣道具（面、小手、胴）を着装しないで受審することができる

- (1) 小学3年生以下の格付け受審者
- (2) 小学4年生以上の格付け受審者で、所属団体における修練期間が短く、剣道具を着装しての修練を行っていない受審者

第4条 審査方法

1 昇級審査

- (1) 七級・八級の審査は、基本技により評価する
- (2) 六級以上の審査は、実技により評価する
- (3) 二級・三級受審の実技合格者は、木刀による剣道基本技稽古法の審査を行う
- (4) 二級・三級は、実技及び木刀による剣道基本技稽古法の合格をもって審査合格とする
ただし、木刀による剣道基本技稽古法が不合格の場合は、当該審査日から1年以内の審査会において1回に限り再受審することができる

2 格付けの付与

- (1) 小学3年生以下の受審者は、剣道具を着装せず基本技を行い評価する
- (2) 小学4年生以上の受審者は、剣道具を着装し、基本技及び実技を行い評価する
ただし、第3条5(2)に規定する受審者は、(1)に準じ、学年の付与基準に関わらず、五級までの範囲において級を付与する

第5条 実施要領

審査における基本技、実技、木刀による剣道基本技稽古法の内容及び実施要領は別に定める

付則1 本要綱は、2025年9月1日から施行する

従前の麻生区剣道連盟2級以下審査実施要綱（2013年4月7日施行）は廃止する